

宇都宮市緑地保全・緑化推進法人の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）第69条第1項に規定する緑地保全・緑化推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等について必要な事項を定めるものとする。

(指定の要件)

第2条 推進法人の指定に当たっては、法第70条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる者に対して行うものとする。

(指定の申請)

第3条 推進法人の指定を受けようとする者は緑地保全・緑化推進法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 団体の組織及び構成を記載した資料
- (4) 事業報告及び収支決算書（過去3年間）
- (5) 事業計画及び収支予算書（当年度）
- (6) 法第70条各号に掲げる業務に関する事業計画書及び資金計画書（将来5年間）
- (7) 活動予定地域を示す図面
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(推進法人の指定)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、法第69条に規定する要件を満たしていると認めるときは、緑地保全・緑化推進法人指定書（様式第2号）により指定を行うものとする。

(公示の方法)

第5条 法第69条第2項及び第4項並びに第73条第2項の規定による公示は、告示により行うものとする。

(変更の届出)

第6条 法第69条第3項の規定による変更の届出は、緑地保全・緑化推進法人変更届（様式第3号）によるものとする。

(改善命令等)

第7条 市長は、推進法人に対し、法第72条の規定による改善に必要な措置の命令（以下「改善命令」という。）は、緑地保全・緑化推進法人改善命令書（様式第4号）により行うものとする。

2 推進法人は、改善命令に基づき必要な措置を行ったときは、その内容を緑地保全・緑化推進法人改善報告書（様式第5号）により、改善措置完了後速やかに市長に報告するものとする。

(指定の取消)

第8条 市長は、法第73条第1項の規定により推進法人の指定を取り消すときは、緑地保全・緑化推進法人取消書（様式第6号）により、推進法人にその旨を通知するとともに、同条第2項の規定により公示するものとする。

2 市長は、前項の規定による指定の取消しを行う場合は、宇都宮市行政手続条例（平成8年第41号）の規定に基づき聴聞を行うものとする。

(業務の報告等)

第9条 推進法人は、各事業年度の終了後すみやかに、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 前年度の推進法人の業務に係る業務報告書及び収支決算書

(2) 当年度の推進法人の業務に係る業務計画書及び収支予算書

2 前項各号に掲げるもののほか、市長は、特に必要があると認めるときは、推進法人に対し、書類の提出を求めることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進法人の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。